団体補助金の見直しに関する中間報告

平成１９年１１月

尾張旭市補助金等審査委員会

は　じ　め　に

尾張旭市補助金等審査委員会は、市が交付する補助金等が、市民に納得された真に必要とされる事業効果の高いものとなるよう、統一的な手法を用いた抜本的な見直しを行うため、平成１８年７月に設置された。

当委員会では、平成１８年７月２８日の第１回委員会で市長の諮問を受け、１７回にわたる会議を開催し、団体補助金の３分の１にあたる２４種類の補助金について担当課へのヒアリングを行いながら統一的な基準により審査を行い、類似又は関連する補助金と合わせ２９種類の団体補助金の見直しの方向性等について、委員会として結論を得たものである。

団体補助金の見直しに関する答申は、平成２０年６月頃を予定しているが、可能なものから早急に実現されることを期待し、これまでの審査の過程で得られた議論、意見をもとに、現行補助金制度が抱える問題点、早急に取り組むべき事項、今後の補助金制度あり方等について一定の整理を行い、ここに中間報告するものである。

市にあっては、できる限り速やかに行動を起こし、可能なものから実現されたい。

なお、補助金の交付団体にあっては、当委員会の審査は各団体の存在意義や活動内容に言及したものではなく、あくまでも、市の補助金制度、交付手続等を対象に審査したものであることに留意されたい。

市の補助金が、市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれていることに留意し、公平性、公正性及び透明性の高い補助金制度の下で、各団体の優れた英知と経験を活かし、補助金等の成果が最大限発揮され、市民の福祉の向上に寄与されることを切望する。

平成１９年１１月

尾張旭市補助金等審査委員会

委　員　長	伊藤　達雄
同職務代理者	加藤　義之
委　　員	前田　晃希良
委　　員	門脇　玲衣子
委　　員	佐竹　　保

≪ 目　　次 ≫

第１章　審査の経緯と中間報告の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第２章　既存補助金の審査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第３章　現行補助金制度が抱える問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
第４章　早急に取り組むべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
第５章　交付要綱に規定すべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
第６章　今後の補助金のあり方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

資　料　編

資料１　審査結果一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
資料２　審査結果表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
資料３　補助金チェックシート（担当課審査表）様式　・・・・・・・・・・　６８
資料４　補助金チェックシート（委員会審査表）様式　・・・・・・・・・・　７２
資料５　委員会開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４
資料６　尾張旭市補助金等審査委員会条例　・・・・・・・・・・・・・・・・　７６
資料７　委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７７

第１章　審査の経緯と中間報告の目的

当委員会では、平成１７年度に交付実績があった補助金１０１種類を対象に、団体補助金と個人補助金に分け審査することとした。

はじめに、７２種類の団体補助金の審査から着手することとし、先進事例の調査・研究、審査基準の検討を行った後、新たに作成した統一的な審査基準に基づき、担当課へのヒアリングを実施しながらそれぞれ見直しの方向性等について、委員の合議により結論を導き出した。

この中間報告では、担当課へのヒアリングを実施した２４種類の補助金とそれらに類似・関連する補助金として審査した５種類を合わせた２９種類の団体補助金の見直しの方向性等を示すとともに、これまでの審査の中で得られた議論をもとに現行補助金制度が抱える問題点、早急に取り組むべき事項、今後の補助金のあり方等について報告するものである。

第２章　既存補助金の審査結果

補助金の審査結果として資料編・資料１「審査結果一覧」及び資料２「審査結果表」のとおり報告する。

補助金の審査は、担当課職員の出席のもと「補助金チェックシート（担当課審査表）」と実績報告書など関係資料の説明と質疑応答をもとに、各委員が公益性、妥当性、効果、透明性及び公平性の観点から設定した１２項目による審査を行い、その結果を参考に委員の合議により、各補助金の見直しの方向性、附帯意見など委員会としての結論を出した。

なお、本委員会による審査は、各団体の存在意義や活動内容の審査を目的としたものではなく、あくまでも市の補助金制度、交付手続などの審査を目的したものであることから担当課へのヒアリングは実施したが、補助団体からの意見聴取などは実施していない。

今回、委員会の結論を決定するにあたっては、各委員の審査結果を数値化し、合計点が低いものから廃止するという機械的な方法ではなく、各補助金の長所と短所、担当課による自己審査と委員による審査結果の差異を分析し、各補助金が抱える問題点を抽出することを重視した。

補助金の整理合理化による市の歳出削減に対しては、点数などにより一定の目標金額に達するまで機械的に補助金を廃止又は縮減する方法が実効性は高いと思われるが、限られ

た予算の中で市民の福祉をより向上させるためには、市民と市の協働による事業運営を推進する必要があり、その実施手段としての補助金の必要性は今まで以上に高まることも考えられるため、今回の見直しを一時的な歳出予算の削減で終わらせることなく、今後の市民と市の協働のあり方、市民活動などに対する市の支援のあり方なども見据えた市の補助金制度の総合的な見直しの機会となることを期待してのものである。

市にあっては、これらを踏まえ、委員会の見直しの方向性、附帯意見、その他特記事項を参考に必要な見直しを実施されたい。

第３章　現行補助金制度が抱える問題点

第１表「審査項目別平均点の差異一覧」は、委員会が直接審査をした２４種類の補助金について、１２の審査項目の平均値が担当課による自己採点と委員による審査でどの程度の差異が生じたかを示した表である。

これをみると、すべての審査項目において、担当課の自己採点結果が委員の審査結果を上回る結果となったことがわかる。

第１表　審査項目別平均点の差異一覧

審査項目	委員	担当課	差異
①市民の福祉向上と利益の増進に効果がある。	2.9	3.6	0.7
②効果が多くの市民に及んでいる。	2.3	2.9	0.6
③市民のニーズと一致している。	2.4	3.1	0.7
④補助の目的は希薄化していない。	2.6	3.5	0.9
⑤市の政策・施策との整合性がある。	2.8	3.7	0.9
⑥市が財政支援をしなければならない事業である。	2.6	3.3	0.7
⑦補助金以外の代替手段はない	2.4	3.3	0.9
⑧補助金の使途は適切である。	2.3	3.6	1.3
⑨費用対効果は適切である。	2.3	3.4	1.1
⑩補助金の使途が明確に確認できる。	2.3	3.5	1.2
⑪受益者負担の水準は適切である。	2.2	3.3	1.1
⑫繰越金、剰余金、積立金などは多額でない。	2.5	3.5	0.9

※数値は委員会が直接審査を行った２４補助金の平均値。各項目４・３・２・１の４段階で評価

現に補助金を交付している担当課としては、現状を否定するような低い評価を行い難いという事情を差し引いて判断する必要があるかもしれないが、この結果は補助金を交付する市と直接的に補助金の恩恵を受けていない市民との間では、補助金に対する評価に大きなギャップが生じる可能性があることを示しており、そのことを認識して見直しを進める必要がある。

中でも、特に着目しなければならないのは、担当課と委員の間で「補助金の使途は適切である。」と「補助金の使途が明確に確認できる。」の２項目に対する判断に大きな開きがあることである。

本来、市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれている補助金の使途が適切であり、かつ、明確に確認できるということは重要なことである。

この２項目について、担当課と委員で意識の開きが生じている理由は、次に掲げる原因によるものである。これらは、市全体の問題として、統一的かつ早急に改善を図る必要がある。

① 補助目的、補助対象事業及び補助対象経費を具体的かつ詳細に定めていないため、市と団体で補助金の使途等に対する認識が一致していない。
② 団体の運営、活動そのものに対し奨励的、謝礼的又は儀礼的に補助を行っている。
③ 市と補助団体との役割分担が明確にされていない。
④ 団体との長期にわたる信頼関係の下に漫然と事務が行われている。
⑤ 実績報告等の様式が、補助金の使途等を考慮したものとなっていない。

第４章　早急に取り組むべき事項

１　根拠法令等の再確認

補助金を交付する根拠法令は、地方自治法第２３２条の２の「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」という規定であり、市が補助金を交付する上では公益上必要があるかどうかを根本的な判断基準とすべきである。

「公益上必要があるかどうか」とは、「補助金を交付することにより、市民の福祉の向上を図ることができるかどうか」ということである。この根本原則に則り補助金の見直しを進める必要がある。

なお、補助金等の交付に関しては、以下に掲げる憲法第８９条と行政実例に留意する必要がある。

〇憲法第８９条

公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配の属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〇行政実例（昭和２８年６月２９日）

公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要かどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

２　「公益上必要かどうか」の判断基準の制定

補助しようとする事業が公益上必要かどうかについては、市と団体、その事業に関係する市民と関係しない市民などそれぞれの利害関係の違いなどにより大きく異なるものである。

市が交付する補助金を、市民に納得された真に必要とされるものとするためには、統一的な基準を設け、客観的に判断すべきであり、その基準は次に掲げるとおりである。

① 市民の福祉の向上と利益の増進に寄与する事業であること。
② 市の政策に沿った事業などであり、かつ、団体が実施すべき事業であること。
③ 事業目的が、時代、社会情勢に適合しており、その必要性が多くの市民の理解を得られるものであること。

3 予算措置の基準の制定

市から団体への支出は、その性格の違いにより補助金、負担金、交付金、委託料又は報償費など明確に区分し予算措置されるものである。

しかしながら、先に述べた「補助対象事業が具体的かつ詳細に定められていない」、「市と補助団体との役割分担が明確にされていない」などの理由により曖昧な取り扱いがされているものが見られる。

補助金は、補助事業者が実施すべき事務・事業に対する、市から補助事業者への一方的な財政援助として、額も市が一方的に決定して交付するものである。

本来、市が実施すべき事業を団体が実施している場合など、補助事業者により提供される役務などに対する報償、感謝又は相当の対価として補助金を交付する例が見られるが、これらは補助金ではなく、報償費、委託料又は負担金など本来の予算科目により措置する必要がある。

この仕訳については、第２表「予算科目分類表」のとおり分類が可能である。

第２表　予算科目分類表

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">反対給付の有無、額の決定方法による区分
事業の実施主体による区分</td><td>市への反対給付はない。</td><td colspan="2">市への反対給付がある。（提供される役務などに対する報償、感謝、相当の対価である。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">額は、市が一方的に決定している。</td><td>額は、合意・契約などにより決定される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">市が行うべき事業</td><td>扶助費</td><td>交付金</td><td>委託料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体が行うべき事業</td><td>市にも一定の義務・責任がある</td><td rowspan="2">補助金</td><td>報償費</td><td>負担金・分担金</td></tr>
<tr><td>市に義務・責任はない</td><td>報償費
（妥当性は低い）</td><td>（想定し難い支出）</td></tr>
</table>

4　補助目的、補助対象事業、補助対象経費の公表

「補助金の使途が明確に確認できない」という問題の一番の原因は、補助目的、補助対象事業、補助対象経費などが明確にされていないためである。

補助金制度の公平性、公正性及び透明性が確保され、補助金の成果が最大限に発揮されるためには、補助目的、補助対象事業、補助対象経費などを条例、規則、要綱などの形で明確に定め、補助団体にあらかじめ提示し、市と認識を一致しておく必要がある。

また、定められた交付要綱などは、補助事業者のみならず全ての市民が目的、効果などを確認できるよう市のホームページなどを活用し、閲覧できるようにすべきである。

交付要綱に規定すべき内容については、次章に記載する。

5　交付実績の公表

交付された補助金などが補助目的のとおり活用されているか、また、時代、社会情勢などに適合しその必要性が多くの市民の理解を得られるものであるかを明らかにするため、補助金の交付実績を交付要綱同様、市のホームページなどを活用し、全ての市民が閲覧できるようにすべきである。

第５章　交付要綱に規定すべき事項

交付要綱で規定すべき事項は、次のとおりである。

1　補助金の交付目的

補助金を交付することにより達成しようとしている政策目的、期待する効果などを具体的に明記する。

2　補助対象事業

補助金の交付対象とする事業などの内容を具体的に明記する。現行、多く見られる「（団体名）が行う事業」など抽象的な表現は用いない。

3　補助事業者などの条件

補助金の交付対象となる者又は対象とならない者を明記する。なお、団体補助金においては補助目的からやむを得ないものを除き、特定の団体に限定しない。

4　補助対象経費の範囲及び基準

補助対象経費又は補助対象外経費を具体的に明記する。現行、多く見られる「事業に要する経費」など抽象的な表現は用いない。

また、市の補助金などが市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれていることから、以下の項目については統一的に補助対象外経費とする。

①　食糧費

飲食に関する経費は、例外なく対象外とする。

②　交際費及びこれに類するもの

会員、関係者、関係団体などに対する慶弔費、見舞金品、激励金品、記念品など交際費及びこれに類するものは、例外なく対象外とする。

③　積立金・預金

補助金を原資とした積立金は、周年記念事業などに向けた計画的な積み立てであっても例外なく対象外とする。

④　人件費

人件費を補助することを目的とした補助金を除き、経常的な人件費については、報酬、給料、賃金、報償費などその名称を問わず対象外とする。

⑤　上部・下部団体などへの補助金、負担金等

上部・下部団体などへの補助金、負担金等については対象外とする。必要がある場合は、補助制度の見直しにより実施すること。

⑥　会員相互の親睦、交流を目的とした研修会などに要する経費

会員相互の親睦、交流を目的とした研修会などは対象外とする。

なお、会員相互の親睦、交流を目的とした研修会以外の研修会などに要する経費を補助対象とする場合には、当該研修に関する実績報告の提出を求め、研修内容、成果などの確認を行うこと。

5　補助率又は限度額

補助金の額の算定にあたっては、交付の目的及び対象などを考慮し、補助対象経費に対する補助率を定める。

この場合の補助率は、原則として２分の１以内とする。

なお、補助金の性格などにより補助率を設定し難い場合は、限度額による定めもやむを得ないが、結果として高率の補助とならないよう限度額の設定には留意すること。

また、補助率が１００％となるものは、補助金ではなく委託料など適切な予算科目で措置すべきである。

6　実績報告の方法

交付目的に従い誠実に事業が行われ、補助金の成果が最大限発揮されるために、提出を求める実績報告書は、補助金の交付目的、期待する成果、補助対象事業、補助対象経費などを容易に確認できるものとし、事業などの開始時にあらかじめ団体に明示すべきである。

また、現行の実績報告は、市と団体との相互の信頼関係の下で、補助金の不適切な使用などは行われない前提で事務が進められているが、補助金は市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているため、補助金の不適切な使用が行われる余地がないようあらかじめ配慮すべきである。

今後は、報告された補助金の使途が適切なものであるかを確認するため、補助対象経費に関する領収書の写しの提出を求めるなど、必要な措置を講じるべきである。

第６章　今後の補助金のあり方

既存の補助金の審査を進める過程で議論された今後の補助金のあり方について、次のとおり提言する。

直ちに実施できるものばかりではないが、可能なものから実現されたい。

1　運営費補助から事業費補助への切り替え

補助金は、事業の実施に対するものが原則であり、団体の運営は独自の財源に基づくことが必要である。その存在に公益性があることにより、設立、運営にあたりその運営基盤が脆弱である団体の運営経費に対して金銭的な援助が必要である場合においても、団体が自立するまでという目的の中で、必ず一定の期限を定めて交付すべきである。

現行、団体の運営費に対し補助をしている例が多くみられるが、補助目的などに照らし継続する必要がある場合においては、事業費に対する補助に切り替えるべきである。

2　公募型補助金の導入

既存の団体のみにとらわれることなく、広く事業の企画提案を募り、公開プレゼンテーションや第三者機関による公開審査などを通じて優れた企画提案に対し補助することにより、企画や効果の競争がなされ、成果や効率性が向上するとともに、補助金の交付決定過程における透明性、公平性がより高まるため、今後は、公募型補助金の導入を積極的に進めるべきである。

3　費用弁償のあり方の整理

現行の補助金には、団体が日々行う公益的な活動、市に対する様々な協力などに対し奨励的又は謝礼的に補助が行われている例が見られる。この種のものは、今後も増加することが予想されるが、団体やボランティアなどの好意に頼って市が事業を実施する場合の団体やボランティアなどに対する費用弁償のあり方について、補助金の見直しと併せて整理すべきである。

4　終期、見直し時期の設定

全ての補助金に一定の終期、見直し時期を設定し、それを的確に機能させることにより、団体の計画的な自立を促すとともに補助金の交付目的などが時代、社会情勢に適合しているか、多くの市民の理解を得られる事業であるか、補助率は適切であるかなど不断の見直しを行うべきである。

5　補助の一時停止などの措置

繰越金や積立金などが多額な団体に対しても補助が行われている例が見られる。

団体の運営費に対して補助を行う場合においては、繰越金や積立金などの財源が、市からの補助金によるものであるかどうかに関わらず、一時的に補助金の交付を停止又は減額するなどの措置をすべきである。